

# 学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日策定

令和7年4月1日改訂

令和8年4月1日改訂

「いじめ防止対策推進法」(令和6年3月31日改定)の施行に伴い、東大和市立第一中学校(以下、本校)では、この法律の趣旨を踏まえるとともに、校内体制を整備し、「いじめ防止対策」を推進する。

## 1 本校の「いじめ防止対策」の基本的な考え方

「いじめ」は重大な人権侵害であることと捉え、人間として絶対に許されない。どこの学校でも、どの学年・学級でも、どの子どもにも起こりうるという認識に立ち、教職員が一体となって未然防止、早期発見に努め、解決に向けて迅速かつ有効な対応を進める。

また、いじめの根本的な解決のために「教科 道徳」の授業を要にして、すべての教育活動を通じて、思いやりや規範意識を高めていく。

### (1) いじめを未然に防止するために

#### ① 学校として

- いじめを「させない」・「見逃さない」・「許さない」という共通認識で
- いじめを発見したら毅然とした態度で

#### (ア) 全教職員の危機意識の向上

- ・全教職員での方針の共通理解をする。
- ・アンテナを高くし、いじめを察知・発見する。
- ・高い人権感覚を身に付ける。

#### (イ) 情報の伝達・共有

- ・日常的な情報共有を行う。
- ・学級担任だけでなく、学年・学校単位での把握と指導を行う。

#### ② 生徒に対して

##### (ア) 「居場所」と「絆」のある学校・学級づくり

集団の中での役割と責任を自覚し、達成感や成就感を感じられる経験を積ませ、温かな人間関係の中でお互いを認め合う集団づくりの取り組みを行う。

##### (イ) 規範意識の向上

規範意識を育て、「いじめは絶対に許されない行為であること、卑怯で恥ずべき行為であること」を認識させ、学校のルールをきちんと守らせる指導を徹底する。

##### (ウ) 「生命」や「人権」を大切にす指導

道徳教育の充実を図るとともに、各学年で年間3回以上、いじめや暴力のない学校づくりのための授業を実施する。また、「一中人権宣言」を推進していく。

##### (エ) 「情報リテラシー」・「情報モラル」の育成

インターネットやスマートフォンなどの使用によるいじめが急増していることからセーフティ教室などを活用して、積極的な啓発を行い、情報リテラシー・情報モラルの向上を図る。

#### ③ 保護者・地域に対して

家庭訪問、面談、保護者階などの情報交換の場を設け、日常的な連携の強化を図る。

(2) いじめを早期発見するために

① 校内連携体制の充実

- (ア) 小さなサインを見逃さないきめ細やかな情報交換を行う。
- (イ) スクールカウンセラー（以下、S.C.）やスクールソーシャルワーカー（以下、S.S.W.）等との協力体制の整備をする。
- (ウ) 全教職員での情報把握と共通理解を行う。

② 共感的な人間関係の醸成

- (ア) 温かく育てる指導を行う。
- (イ) ふれあい月間などを活用した生徒一人一人とのふれあいを大切にする。

③ アンケート調査等の実施

- (ア) 年間5回の自尊感情やいじめの実態把握のための調査を実施する。
- (イ) 個人面談や三者面談を通じた学級担任による聴き取りを実施する。

(3) いじめ発見後に早期対応するために

① 情報の掌握と共有

- (ア) 「いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのように」を時系列に整理し、複数の教員で確認する。

② 管理職への報告

- (ア) いかなるケースであっても緊急事態の意識をもち、学年間の共有を行う。
- (イ) まず管理職へ状況を報告する。学年教員で方針を立て迅速に対応する。
- (ウ) 情報提供者への配慮を徹底する。

③ 対応体制の確立

- (ア) 生活指導主任を中心に、事案に応じて柔軟な対応体制をとる。
- (イ) 事実関係の把握のための手順、役割分担、内容を明確にした正確な事実確認を行う。

④ 事実関係の把握

- (ア) 聞き取るべき内容と、留意すべき内容を確認する。
- (イ) 聞き取り中であっても随時情報を交換し、食い違いや秘匿を減らし全体像を把握する。

⑥ 対応方針の決定

- (ア) 被害者の安全や保護を最優先とする。
- (イ) 各学年の生活指導部がいつ、誰が、どのように対応するのかを決定し、迅速に対応する。

⑦ 確かな初動対応

- (ア) 情報が本人や保護者からの提供の場合やケガや破損などがはっきりしている場合は、即日対応を行う。
- (イ) 即日、保護者に学校の動きを確実に伝達し、状況に応じて家庭訪問を実施する。

(4) いじめを確実に解決するために

① 被害者に対して

- (ア) 徹底して被害者の立場に立って対応する。
- (イ) 最も信頼関係のある教職員が対応する。
- (ウ) 「最後まで絶対に守る」という被害者や保護者への意思表示を行う。
- (エ) 被害者の意向を汲みながら、安心して学校生活を送るための具体的なプランを提案する。
- (オ) 解決後も保護者に経過等を定期的な報告を行う。

② 加害者に対して

- (ア) 行為に対し正面から向き合わせ、いじめは絶対に許されないことだと冷静に説諭する。
- (イ) 被害者との間に認識の違いがあることを踏まえ対応する。
- (ウ) 加害者にも別要因でストレスがかかっているケースもあるため、その点については共感的に理解し、ストレスの軽減及び解決に向けた指導を行う。
- (エ) 保護者に事実を伝え、協力関係を構築する。
- (オ) 被害者の心の痛みを理解させ、今後の行動改善を促す。
- (カ) 解決後も保護者に経過等を定期的な報告を行う。

③ 観衆・傍観者に対して

- (ア) いじめは被害者・加害者だけの問題ではなく、周囲の意識や態度によって抑止出来たり、助長してしまったりすることに気付かせる。
- (イ) いじめは観衆によって加速し、傍観者によって深刻化することを指導する。
- (ウ) 全教育活動を通して、思いやりの心や正義感を育成する。

④ コミュニティースクールやPTA、保護者、地域との連携

- (ア) 必要に応じていじめについての情報等を提供し、家庭や地域での様子を継続して見守ってもらえるよう連携強化を図る。
- (イ) 情報交換、意見交換の場を設け、一層の連携強化を図る。

## 2 本校の校内体制について

(1) 校内いじめ防止・対策委員会の設置

校長、副校長、主幹教諭、学年主任、関係する教員、養護教諭、特別支援教育コーディネーターで組織する。(委員長は校長) 必要に応じてSCやSSW、市教育委員会、児童相談所、子ども家庭支援センター、警察機関、医療機関等の参加を要請する。

(2) 委員会の役割

- ① 本校で生じたいじめ問題への対応と協議を行う。
- ② 本校におけるいじめ防止等の取組に関するを行う。

(3) いじめへの対応

- ① いじめの事実が報告されたら、ただちに対策委員会を招集する。
- ② 事実関係の把握、関係生徒・保護者への対応等の協議を行い、迅速に指導開始する。
- ③ 学級担任及び教科担任だけに任せず、全校体制で対応する。
- ④ 全教職員に事実を伝え、共通認識のもと、指導にあたる。

(4) 校内研修の計画・実施

教職員の共通認識を図るため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を計画し、実施する。

### 3 関係諸機関との連携について

#### (1) SC や SSW との連携

- ① いじめの未然防止、早期発見、早期対応のため、生徒たちの悩みや不安等の相談を共有する。
- ② 保護者の相談やカウンセリングの実施をする。
- ③ 校内対策委員会への助言と支援をもらう。

#### (2) 教育委員会との連携

- ① いじめの事実を確認した場合は教育委員会に報告のうえ、連携を図り迅速に対応する。
- ② 経過を報告し、助言と支援を依頼する。

#### (3) 児童相談所や子ども家庭支援センター、警察機関、医療機関等との連携

- ① 非行、育成、養護、保健など児童福祉が関係するケースについては、関係諸機関との連携を図り、専門的な見地から支援と助言、対応を依頼する。
- ② 犯罪性が高いケースについては警察機関との連携を図りながら対応する。